

特許だけじゃない！技術保護

商標だけじゃない！ブランド保護

# 「使える意匠」の活用方法

意匠権の活用は、特許に比べて取得が容易でコストも低く、製品のデザインや外観を保護することで差別化やブランド価値の向上に貢献するため、中小製造業に適した知財戦略です。本セミナーではその特性を活かした実践的かつ現実的な意匠活用法をご提案します。

日時

2025年 9月25日 木

13:30 - 16:35

(受付開始13:00~)

参加  
無料

場所

名古屋駅前イノベーションハブ 会場参加 20名  
WINC AICHI 15F

申込締切  
9/22  
(月)

講師

廣田 美穂 氏



中小機構 愛知県よろず支援拠点コーディネーター  
中小機構 中小企業アドバイザー（経営支援）

弁理士（あいぎ特許事務所）  
中小企業診断士（ip-hands経営サポート）

前田 大輔 氏



名古屋市新事業支援センター  
知財戦略担当マネージャー

日本弁理士会東海会副会長  
弁理士（小西・中村特許事務所）

内容

『技術を保護するには「特許」』『ブランドを保護するには「商標」』と思い込んでいませんか？付加価値の高い製品開発やブランド力強化を目指すためには、特許権・意匠権・商標権を巧みに組み合わせた知財活用が有効です。中でも、意匠制度を上手く活用することで、取りこぼしがちだった技術やデザインブランド等、自社の強みを知財面から保護できる機会が広がります。本講座では、意匠制度に焦点を当てて、目的に応じた有効な制度の活用方法を、実例を交えながら紹介し、「使える意匠」のヒントを伝授します。

13:35～14:35 第1部 廣田 美穂 氏

14:45～15:45 第2部 前田 大輔 氏

15:55～16:05 新事業支援センター事業についての紹介

16:05～16:35 名刺・情報交換会

お申込み  
お問合せ

<https://forms.gle/h9QGAX94x9seVAaeA>

メールまたは申込フォームにてお申込みください。  
(公財)名古屋産業振興公社 産業連携推進部

052-655-5020 chizai@nipc.or.jp



受付終了後、フォームから回答  
コピーがメール送付されます。  
メールが届かない場合はお手数ですが、お問合せください。